

大台ヶ原における大正時代の森林伐採について

文献	大台ヶ原における森林伐採に関する記述
<p>論文名： 「天然記念物と所有者－奈良県の二例にみる指定に至る経緯について」</p> <p>著者：川端一弘</p> <p>雑誌名： 日本科学史学会生物学史分科会生物学史研究 No.72 (2003年12月, p21)</p>	<p>【奈良県公文書(大正13年)の引用】</p> <p>先年大台ヶ原ニ於イテ森林法第十条ニ依リ施業制限ヲ行ヒ、択伐ヲ為サシムヘク係員出張、伐採木ニ果ノ極印ヲ押捺シタルモ、所有者タル四日市製紙会社ハ極印木ハ勿論他ノ立木モ殆ント全部伐採シ尽サレ(小官今回大台ヶ原登山其実況ヲ目撃シテ一驚ヲ喫シタリ)、</p>
<p>論文名： 「四日市製紙による大台ヶ原トウヒ林伐採について 補足」</p> <p>著者：川端一弘</p> <p>雑誌名： 日本科学史学会生物学史分科会生物学史研究 No. 70 (2002年8月, p99)</p>	<p>大台ヶ原においては、保安林指定以前に元木谷から伐採が開始されている。重盛*1が「現在成長セントスル二代目ノ木長サ九尺ヨリ六尺位ノ実生多数ナルヲ以テ今ヨリ二十年後ハマタ伐採スル事ヲ得ベク、」*2としたように、<u>小さな実生木は伐採されず残されたようである。</u></p> <p>*1 重盛信近(四日市製紙取締役) *2 「山林探見記録」重盛信近(明治40年11月20日より大台ヶ原へ登山し、材積の見積り所見を述べたもの)</p>
<p>論文名： 「大正期の森林伐採と自然保護思想の嚆矢－四日市製紙による大台ヶ原トウヒ林伐採について－」</p> <p>著者：川端一弘・篠田真理子</p> <p>雑誌名： 日本科学史学会生物学史分科会生物学史研究 No. 68 (2001年7月, p23)</p>	<p>中尾*3は前年*4に命令以上の伐採があったことを認めつつも、遠隔地のために指導が十分でなかったと弁明し、第十条の第二項による伐採停止を援用した形跡はない。</p> <p>*3 中尾橋(奈良県林業技師) *4 大正6年(1917年)</p>